平成２４年（フ）第１１号
広島県世羅郡世羅町大字小谷209番地
債務者　安達　聡子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
広島県尾道市向島町10202番地
債務者　松岡　　眞
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
広島県尾道市西御所町13番26―1006号　きら尾道
債務者　門井　廣子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門2853番地、住民票上の住所福岡県鞍手郡鞍手町大字古門2848番地１
債務者　長濱　　毅
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第４６号
福岡県久留米市青峰３丁目13番2228号
債務者　藤本かずよ
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４１号
佐賀県佐賀市八戸１丁目３番４号
債務者　原　　道央
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
佐賀県多久市南多久町大字下多久2118番地92
債務者　金子麻由子（旧姓赤瀬）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲3160番地中の原団地Ｄ―155号
債務者　久保山早苗
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
宮崎市大淀３丁目１番33号
債務者　本部　政弘
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４号
宮城県柴田郡大河原町字東桜町５番地９
債務者　篠原百合子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第３０号
宮城県大崎市古川旭１丁目９番24号　金山ハイツＥ棟102号
債務者　村上　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
茨城県取手市宮和田50番地　レオパレス21レクサス106号室
債務者　水越　広行
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
茨城県守谷市けやき台１丁目29番地13
債務者　宮崎　晃子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
長野県諏訪郡下諏訪町社6521番地４、住民票上の住所長野県伊那市坂下3320番地
債務者　神田　彰夫
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１９３号
広島県呉市焼山宮ヶ迫１丁目22番33号、申立時の住所広島県呉市焼山泉ヶ丘１丁目６番18号
債務者　山口　一男
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第５号
広島県呉市焼山中央３丁目17番１―403号
債務者　岡野　修治
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第６号
広島県呉市焼山中央３丁目17番１―403号
債務者　岡野　夏江
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
広島地方裁判所呉支部